



金 沢 市 公 報

号外第14号の7

令和4年(2022年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
● 条 例	
○ 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

◎ 金沢市条例第24号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第35条の7第6項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第12項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第57条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第57条の3中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第8項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第9条の3第7項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第9項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第11条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画

税にあつては、100分の2.5) 」を加える。

附則第18条の2中「附則第16条第2項」を「附則第16条第1項、第2項」に改める。

附則第19条中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項若しくは第39項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで若しくは第36項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定(新条例第57条の2及び第57条の3の規定を除く。)中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和4年(2022年)3月31日 印刷

令和4年(2022年)3月31日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄